

第 17 号 議 案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
福祉保健部						福祉保健部					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～40 略						1～40 略					
						41	健康保険法等の <u>一部を改正する</u> 法律（平成18年 法律第83号。42 の項及び43の 項において同 じ。）附則第130 条の2第1項の 規定によりなお	指定介護療養 型医療施設指 定申請手数料		1件	36,000円

	<u>その効力を有することとされる同法による改正前の介護保険法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の申請に対する審査</u>			
<u>42</u>	<u>健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新申請に対する審査</u>	<u>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u>	<u>1件</u>	<u>17,000円</u>
<u>43</u>	<u>健康保険法等の</u>	<u>指定介護療養</u>	<u>1件</u>	<u>14,000円</u>

	<p>一部を改正する <u>法律附則第130</u> <u>条の2第1項の</u> <u>規定によりなお</u> <u>その効力を有す</u> <u>ることとされる</u> <u>同法による改正</u> <u>前の介護保険法</u> <u>第108条第1項</u> <u>の規定に基づく</u> <u>指定介護療養型</u> <u>医療施設の指定</u> <u>の変更申請に対</u> <u>する審査（構造</u> <u>設備の変更を伴</u> <u>うものに限る。）</u></p>	<p>型医療施設指 定変更申請手 数料</p>
<p>41～55 略</p>	<p>44～58 略</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律における介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換期間の延長終了に伴い、所要の改正をしようとするものである。

これが、この条例案を提出する理由である。